



「フレックスタイム制」及び「選択的週休 3 日制」の導入

要 旨

全ての職員を対象に、「フレックスタイム制」及び「選択的週休 3 日制」を令和 7 年 4 月 1 日より導入します。これにより、職員は自身のライフスタイルや業務内容に合わせて勤務時間を調整することが可能となります。

概 要

1 フレックスタイム制の導入

1 週間の総労働時間 (38 時間 45 分) は維持したうえで、1 日の勤務時間を午前 7 時から午後 10 時までの間で柔軟に設定できるフレックスタイム制を導入します。
※交代制勤務などの一部職員は対象外となります。

静岡県下で初導入！

2 選択的週休 3 日制の導入

さらに、希望する職員はフレックスタイム制を活用した「選択的週休 3 日制」を利用することができます。これは、1 週間の総労働時間を維持しつつ、1 日の勤務時間を延長することで、週に 3 日の休みを取得できる制度です。

3 期待される効果

これらの制度導入により、職員一人ひとりのライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が可能となり、仕事と生活の調和が図られます。また、働きやすい職場環境の整備は、職員のモチベーション向上や優秀な人材の確保につながり、結果として市民サービスの向上が期待されます。

お問い合わせ先

沼津市役所 総務部 人事課
直通: 055-934-4707